

青森県庁舎広告掲載事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森県広告掲載要綱（平成18年6月5日付け青経理第1068号副知事依命通達）及び青森県広告掲載基準（平成18年6月5日付け青経理第1069号出納局事務局長通知）に定めるものを除くほか、青森県庁舎内の壁面等を広告媒体としてポスターによる広告の掲載等を行う事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体として広告の掲載等を行う壁面等の範囲については、会計年度ごとに定める青森県庁舎広告掲載募集要項において定めるものとする。

(広告代理業者の公募)

第3条 広告主の募集、広告の掲載等を行わせるため、県のホームページにより、会計年度ごとに広告代理業者の公募を行うものとする。

2 広告代理業者の決定は、広告料を対象とした一般競争入札により行うものとし、予定価格以上で最高額をもって申込をした者と、広告掲載に係る契約を締結するものとする。

(行政財産の使用許可等)

第4条 広告の掲載等による県庁舎の壁面等の使用については、広告代理業者に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく行政財産の使用許可を行うものとし、広告料のほか、青森県行政財産使用料徴収条例（昭和39年4月青森県条例第9号）の定めるところにより使用料を徴収するものとする。

(事前審査)

第5条 掲載等を行うポスター等については、事前に提出を求め、青森県広告掲載要綱、青森県広告掲載基準等に基づき、内容等の審査を行うものとする。

2 前項の審査の結果、県庁舎内の壁面に掲載等を行うことが不適当と認められたポスター等については、掲載等を行わないものとする。

(広告代理業者の責務)

第6条 広告代理業者は、掲載を行う広告の内容等が、青森県広告掲載要綱、青森県広告掲載基準等に適合するよう注意する義務を負うものとする。

2 広告代理業者は、掲載を行う広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、県に対して保証するものとする。

3 掲載を行った広告の内容等により第三者に損害を及ぼしたときは、広告代理業者が自らの責任と負担において解決するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、財務部財産管理課長が別に定める。